

専利法（意匠権侵害の認定手順）

【書誌事項】

当事者：A 社（控訴人、原審原告、意匠権者）、vs B 社及び C（被控訴人、原審被告、被疑侵害者）

判断主体：智慧財産法院 第二審

事件番号：智慧財産法院 109 年度(2020 年)民専上字第 6 号

判決日：2020 年 12 月 10 日

事件の経過：

A 社は所有する電動自転車に関する意匠権に基づき、係争製品(侵害被疑品)を製造販売した B 社及び代表者 C に対し、損害賠償を求める訴訟を提起した。

智慧財産法院第一審¹は非侵害と認定した。原審では「係争製品は係争意匠の外観と類似しないので、係争意匠の権利範囲に入っていない。被告が係争製品を製造、販売することは、原告の係争意匠を侵害しない」と認定し、請求を棄却した。A 社は控訴した。

本判決は控訴審(第二審)で、原審とは逆に、意匠権侵害と認定した。

【判決概要】

1. B 社が販売する自転車製品は係争意匠を侵害する。
2. 係争意匠には取消事由がない。

【事実関係】

係争意匠（代表図）	係争製品(侵害被疑品)
 (権利範囲に色彩は含まない)	

【判決内容】

1. 権利侵害を判断する主体は、係争意匠の物品とその先行技芸（familiar with similar prior art）を合理的に熟知している「一般の消費者」である。「一般の消費者」は架空の人物であり、係争意匠の物品に対して普通程度の知識と認識を有する。当

¹ 智慧財産法院 108 年度(2019 年)民専訴字第 31 号（2019 年 12 月 31 日判決）

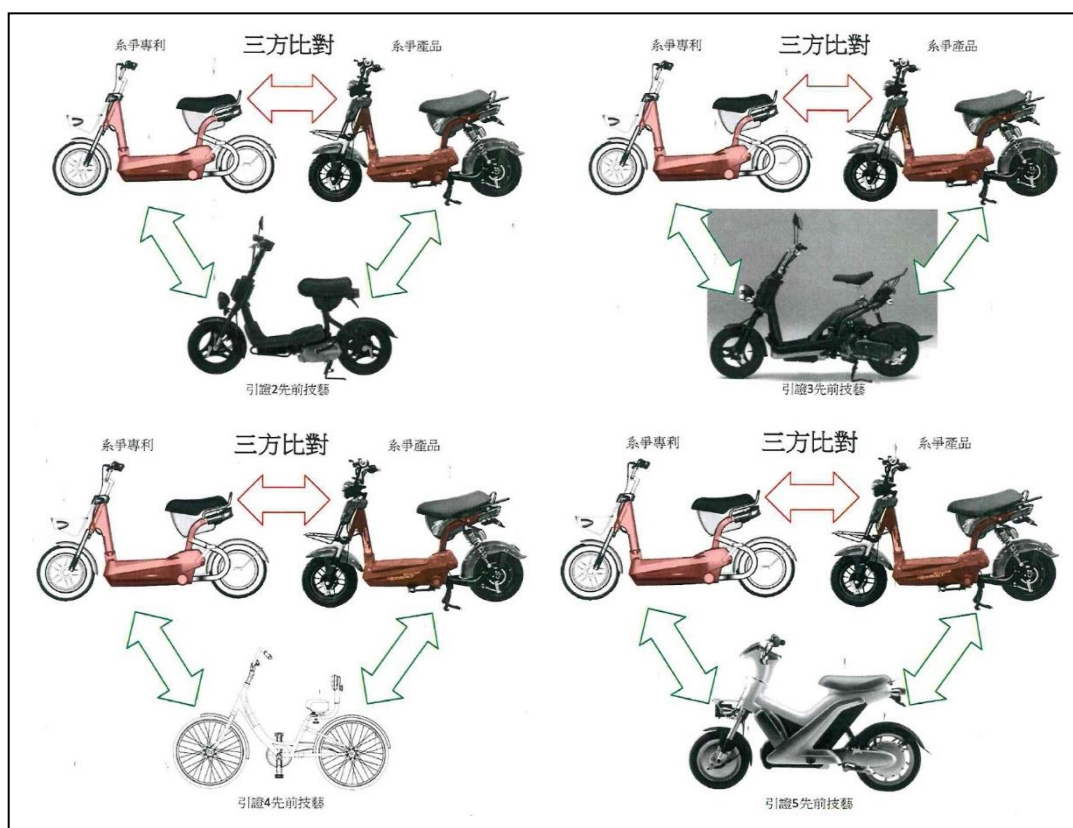
該物品を合理的に熟知している一般の消費者が、係争物品の分野の先行技芸を参酌したうえで、侵害被疑品と係争意匠の差異及び両者の設計が類似するか否かを合理的に判断することができる。但し、一般の消費者は、専門家や設計士など、当該物品の分野の販売事情を熟知した者ではない。

2. 係争意匠の物品は電動自転車であり、一般の消費者は電動自転車を乗り物として購入する必要のある人であり、当該消費者は、二輪の乗り物（自転車及びバイクを含む）の外観に対し、普通の程度の認識及び一般の注意能力を有するはずである。その消費者が係争製品を購入する際の観察角度は、数メートルの距離から係争製品の全体的な外観を目視できる距離を基準とする。
3. 意匠権侵害の判断は、侵害被疑品と係争意匠が同一または類似するかを対比して判断する。その時、一般の消費者が関連商品を購入するときの観点で、係争意匠の権利範囲の全体内容と、侵害被疑品の中の係争意匠に対応する設計内容について対比を行い、これにより侵害被疑品と係争意匠が同一または類似する物品であるのか、同一または類似する外観であるのかを判断する。意匠の侵害対比は、先に意匠の権利範囲を確定してから、確定後の権利範囲と侵害被疑品を対比して判断しなければならない。意匠の権利範囲は、各図面で表される「外観」及びそれを引用する「物品」により構成され、登録査定公告の各図面に開示された全体外観を基礎とし、必要時には、権利範囲を合理的に構築するため、明細書の創作説明を斟酌することができる。



4. 侵害被疑品と係争意匠の外観が同一または類似かを判断するとき、機器による観察で微細な差異を拡大することを避けるため、原則として肉眼による直接観察を対比の原則としなければならない。また、「全体を観察し、総合的に判断する」方式を採用しなければならず、一般の消費者が商品を選択、購入する観点で、係争意匠の図面の全体内容と係争製品の当該図面に対応する設計内容を観察しなければならない。いずれの設計特徴も無視してはならず、各設計特徴の共通の特徴と差異のある特徴が全体の視覚的印象に対して与える影響を考慮し、侵害被疑品と係争意匠の差異が、侵害被疑品の全体の視覚的印象を十分に影響するか否かを判断する。
5. 差異のある特徴が、侵害被疑品の全体の視覚的印象に対して十分に影響しない些細な差異であるとき（minor difference）、両者の外観は類似すると認定すべきである。これに対して、若干の差異のある特徴が侵害被疑品の全体の視覚的印象に十分影響するとき、両者の外観は類似しないと判断すべきである。設計の特徴の共通点と差異点が、侵害被疑品の全体の視覚的印象に影響を与えるか否かを判断する時、各設計特徴を同等に扱うわけではなく、「注意を引きやすい部位または特徴」を重視する。「注意を引きやすい部位または特徴」とは、例えば、係争意匠が先行技芸と比べて顕著に異なる設計特徴、または正常使用時に目に入りやすい部位（冷蔵庫の扉やシーリングライトのカバー面など）がこれにあたる。当該部位または特徴は全体の視覚的印象に影響を与えやすいことから、判断時は当該部位または特徴を重視しなければならない。
6. 係争意匠の製品の性質によると、当該車体の側面は一般の消費者が購入、正常に使用する時の目に入りやすい部分であり、即ち、一般の消費者が商品を購入する時の「注意を引きやすい部位または特徴」であり、係争製品の全体の視覚的印象に影響を与える場合、権利侵害を判断する時により大きく重視しなければならない。

7. 「全体を観察し、総合的に判断する」方法から、権利侵害の被控訴対象が係争意匠の全体の外観と明らかに類似する、または明らかに類似しないと認定できる場合、三者（先行技芸、係争意匠、侵害被疑品）を比較する必要がない。しかし、権利侵害被疑品は係争意匠と類似しないことが明らかではない場合、当事者が提出した先行技芸または出願過程の資料の中の先行技芸を考慮し、係争意匠が属する創作分野の先行技芸の状態を分析し、三者を比較して判断しなければならない²。当裁判所はB社が提出した有効性の証拠（先行技芸）、係争意匠、及び係争製品の三者をそれぞれ比較したところ、係争製品は係争意匠の外観と類似していると判断した。以上の三者を比較した結果は、前述の「全体を観察し、総合的に判断する」という原則で比較した結果と一致する。



²「三方對比法」とは、先行意匠により、係争意匠の属する創作分野における先行意匠の状態及び三者間の類似度を分析することで、被疑侵害品と係争意匠との外観全体が類似するか判断する方法である。仮に「被疑侵害品と係争意匠の類似度」が、「係争意匠と先行意匠の類似度」及び「被疑侵害品と先行意匠の類似度」のいずれよりも高ければ、被疑侵害品と係争意匠は類似していると判断するものである。（日本台湾交流協会 台湾模倣対策マニュアル「台湾における意匠保護の戦略」（2019年3月発行）184頁）

【専門家からのアドバイス】

1. 本件は逆転判決であり、注目すべき点は、原審では、「係争製品は係争意匠の外観と類似しないので、係争意匠の権利範囲に入っていない。被告が係争製品を製造、販売することは、原告の係争意匠を侵害しない」と認定した。しかし、控訴審では逆転し、中間判決で意匠侵害と認定した。その決め手となったのは、「一般の消費者が商品を購入する時の「注意を引きやすい部位または特徴」であり、係争製品の全体の視覚的印象に影響を与える場合、権利侵害を判断する時により大きく重視しなければならない。」という判断である。
2. 一審と二審の権利範囲の文言を比較したところ、二審の方が、権利者側の主張を採用し、意匠のデザインの創作理念までも取り入れたほか、当該注意を引きやすい部位は権利侵害を判断する時により大きく重視すべきという点から、権利者に有利な判断が下された。今後デザインの侵害案件において、権利範囲の中でも、とりわけ注意をひきやすい部位または特徴を裁判所に納得させるよう、創作経緯の説明を工夫することを推奨する。
3. さらに、二審は侵害有無の認定に当たり、権利侵害を判断する主体は「一般の消費者」であること、及び專利侵害判断要点³に教示されている三者を対比分析すること（中国語；三方比對法）を丁寧に説示したので、今後、意匠権侵害の立証に参考になる。

³ 智慧財産局 專利侵害判断要点(2016 年) 80~83 頁 <https://topic.tipo.gov.tw/patents-tw/cp-746-871864-17e71-101.html> （最終閲覧日；2021 年 3 月 2 日）